

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(7) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。</p> <p>また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合は行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) <u>移送の給付</u></p> <p>移送給付にあたっては、画一的な取扱いによらず一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることのないよう、適切に給付の決定が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成22年3月12日社援発0312第1号厚生労働省社会援護局長通知）を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。</p> <p>ア <u>個別にその給付内容を審査し給付が行われているか。</u></p> <p>また、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行われているか。</p> <p>イ <u>受診する医療機関は、原則、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関となっているか。</u></p> <p>また、傷病等の状態により、要保護者等の比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医の信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められているか。</p> <p>ウ <u>要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることは周知されているか。</u></p> <p>エ <u>被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定されているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>交通機関は地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関が福祉事務所において決定されているか。</u></p> <p><u>オ 福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費について、原則、給付の対象としないこととされているか。</u></p> <p><u>カ 3ヶ月を超えて移送の給付を必要とするときは、第4月分（傷病等の状態により、3ヶ月を超えて移送の給付を必要とすることが明らかである場合は第7月分）の給付要否意見書（移送）等を参考に、継続の要否を十分に検討されているか。</u></p> <p><u>キ 通院証明書を提出させ、給付対象とした日数やレセプトに記載された日数と差異がないか確認されているか。</u></p> <p><u>ク 身体障害者割引などの割引料金が活用されているか。</u></p> <p>(2) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。 なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行わ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>れているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。</p> <p>(2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。</p> <p>(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。</p> <p>(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われている</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>か。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討は行われているか。</p> <p>ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているか。</p>
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導されているか。</p> <p>(2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。</p> <p>(3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。</p> <p>2 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。</p> <p>(3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。 また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾患により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。 また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。</p>
	<p>4 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>
<p>4 実施機関における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>1 適正な入所措置事務の確保 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p>
	<p>2 入所措置後の適正な援助 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しは行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除について、速やかにその手続きは行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>
(2) 適正な保護の決定事務の確保	入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。
5 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	<p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んで</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>いるか。</p> <p>工 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。</p> <p>(2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。</p> <p>また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。</p> <p>(3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。</p> <p>(4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 査察指導機能の充実	<p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。</p> <p>また、実施方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。</p> <p>また、所長等幹部職員は参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握で</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>き、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導は適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。</p> <p>(2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。</p> <p>(3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 援助困難ケースへの対応</p> <p>(1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。</p> <p>(2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>(3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。</p> <p>(4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。</p> <p>3 経理事務等の処理状況</p> <p>(1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。 一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討しているか。また、その内容が举</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>証資料等により明確にされているか。</p> <p>(2) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 債権については、全額の調定を基本としているか。また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。 イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、収納済額ではなく調定額を支出額から控除するように行われているか。 <p>国庫負担額 = (自治体の支出額 - 調定額 - 不繰入損額) × 3/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。 エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。 オ 被保護者(廃止した者を含む)が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。 カ 被保護者(廃止した者を含む)が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。 <p>相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等は行われているか。</p> <p>＊3 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等</p> <p>(1) 保護金品の支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 電算システムにおける決裁確認機能の有無 (無い場合は、代替確認方法) イ 窓口支給における現業員の関与の有無及び範囲 ウ 未支給保護金品の管理方法 エ 代理受領の有無（委任状及び代理支給を認める範囲） オ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱い カ 保護決定通知書の事前送付の有無 キ 窓口支給の縮減状況 ク 被保護者等からの問い合わせ受付体制 <p>(2) 返還金・徴収金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等の有無 イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順 ウ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かり金の有無とその管理方法 エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法 オ 現金管理及び相互牽制方法 カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制 <p>(3) 遺留金品の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等の有無

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順 ヲ 現金管理及び相互牽制方法 エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制</p> <p><u>④ ケース記録等事務処理の管理状況</u></p> <p>(1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。</p>
6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底	<p>1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。</p> <p>特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。</p> <p>(2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>(3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を収取しているか。</p> <p>なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。</p> <p>(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。</p> <p>(6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。</p> <p>(7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。</p> <p>(8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。</p> <p>(9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。</p> <p>また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。</p> <p>3 ホームレス等に対する保護の適用状況</p> <p>(1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。</p> <p>(2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所は検討されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。</p> <p>(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。</p> <p>また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。</p> <p>4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営</p> <p>(1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。</p> <p>また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。</p> <p>(2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>5 職員による不祥事件の再発防止について 過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。</p> <p>また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。</p>